

みやき町立北茂安中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

本校は、全ての生徒が安全かつ安心して学び、一人一人が尊重される学校づくりを推進する。

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるとともに、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある人権侵害であるとの認識に立ち、本校職員は「いじめ防止対策推進法」及び「生徒指導提要」に基づき、家庭・地域及び関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見及び適切かつ迅速な対応に取り組む。

2 いじめの定義

本校における「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条に定める次の行為をいう。

生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの判断に当たっては、

- 被害生徒の立場に立つこと
- 表面的・形式的な判断を行わないこと
- けんかやふざけ合いであっても背景を丁寧に調査すること
- SNS等を利用した行為も対象とすること

を基本とする。

3 いじめ防止の基本方針

(1) 発達支持的生徒指導の推進

生徒指導提要が示す「発達支持的生徒指導」の考え方を基盤とし、生徒一人一人の自己決定を支援し、自己有用感や自己肯定感を育成する。

(2)未然防止教育の充実

- 人権教育
- 道徳教育
- 特別活動
- 生徒会活動
- 情報モラル教育

を通して、多様性を認め合う風土を育成する。

(3)チーム学校による支援

教職員のみならず、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会等と連携しながら支援体制を構築する。

4 学校いじめ対策組織

本校はいじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、「学校いじめ対策組織」を設置する。

組織構成

- 校長
- 教頭
- 生徒指導主事
- 学年主任
- 養護教諭
- 教育相談担当
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- その他必要に応じた関係職員

役割

- いじめ防止基本方針の策定・点検
- 情報収集及び共有
- いじめ認知の判断
- 対応方針の決定

- 関係機関との連携
- 再発防止策の検討

教職員は、いじめの兆候や相談を受けた場合、個人で抱え込まず、直ちに組織へ報告する。

5 未然防止の取組

生徒への取組

- 人権尊重教育の推進
- 道徳科授業の充実
- 学級活動及び生徒会活動の推進
- SOS の出し方教育
- 情報モラル教育

教職員への取組

- 年2回以上の校内研修
- 教育相談に関する研修
- 不祥事防止及び人権感覚向上の研修

保護者との連携

- 学校だより等による啓発
- 懇談会等での情報共有
- 家庭におけるインターネット利用ルールづくりの啓発

6 早期発見

いじめは早期発見が重要であることから、以下を実施する。

- 定期アンケート
- 教育相談週間
- 日常観察
- 保健室、スクールカウンセラーとの情報共有

- 生徒指導部会での情報交換
- 欠席・遅刻・早退状況の把握

いじめの認知件数が多いことは、教職員が積極的にいじめを把握し適切に対応している結果として捉える。

7 いじめへの対応

基本原則

- 被害生徒の安全確保を最優先とする。
- 組織的に対応する。
- 保護者と情報共有する。
- 再発防止まで継続支援を行う。

被害生徒への支援

- 安全確保
- 心理的ケア
- 学習支援
- 保護者との連携

加害生徒への指導

- 行為の停止
- 背景理解に基づく指導
- 社会性・規範意識の育成
- 保護者との連携

周囲の生徒への指導

- 傍観者を生まない学級づくり
- 互いを尊重する集団形成

必要に応じて別室指導や関係機関との連携を行う。

8 重大事態への対応

次の場合は重大事態として対応する。

- 生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

重大事態が発生した場合は速やかに教育委員会へ報告し、国のガイドラインに基づいて調査を実施する。

9 評価・改善

本方針は毎年度、

- 学校評価
- 生徒アンケート
- 保護者アンケート
- 教職員による自己評価

を通して検証し、必要に応じて見直しを行う。